

葛卷町農業委員会  
第6回総会議事録

1 日 時 平成27年12月21日(月)午後4時00分から午後5時07分

2 会 場 ふれあい宿舎グリーンテージ 体験学習室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地の現状変更届の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

1番 門 場 政 一      3番 星 野 順 子      4番 木戸場 真紀子

5番 橘        秀 子      6番 芳 田        聡      7番 川 崎 美由起

8番 藤 森 雅 美      9番 長 峯 一 雄      10番 森        久 雄

11番 坂 井 徳 身      12番 藤 岡 俊 策      13番 落 宰        勝

14番 久 保        淳      15番 坂 待 純 一(職務代理)

16番 深 澤        進(会 長)

5 欠席委員

2番 馬 場 正 俊

6 議事録署名委員

10番 森        久 雄      12番 藤 岡 俊 策

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長)      落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長

皆さん、お疲れのところご苦勞さまでございます。4時からというご案内でしたけれども、本日出席の委員の皆さんがおそろいですので、5分ほど早いんですがこれから進めさせていただきます。

まず、総会に入る前、私事で大変恐縮ですけれども、先月、病氣療養のため20日間ほど休みを頂戴しました。農業委員大会とか総会等に対応できず、皆様にご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。それから慶弔会のほうからお見舞いも頂戴しております。本当にありがとうございます。今後は、通院も月に何回かしなければならぬということもありますけれども、業務に支障のないように務めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただ今から第6回総会を進めて参ります。はじめに深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、そのまま総会に入らせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【あいさつ】

会 長

今日は今朝からいろいろバタバタしておりまして、気持ちの整理ができてなくて申し訳ありません。間違いのないように進めたいと思ひますが、もし間違つたときはその都度ご指摘いただきたいと思ひます。

今日はもう12月21日ということで残すところ10日となりました。この後、忘年会ということですので、時間までには総会の方を終了していただきたいと思ひますので、皆様のご協力、よろしくお願ひします。

【開 会】

議 長

それでは、ただ今から葛巻町農業委員会第6回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。2番馬場委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。体調をくずして熱があるということのようです。

本日の総会提出議案は、お手元に配布しているとおりです。

## 《日程第1》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、10番森委員、12番藤岡委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の村上事務局長と落合局長補佐を指名いたします。

## 《日程第2》

議 長

次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

### 《日程第3》

議長  
事務局長

続きまして日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

#### 【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出席者
11月30日(月) ～12月1日(火)	農業委員会会長職務代理者・部会長会議(研修会) (盛岡市 ホテル紫苑)	坂待職務代理
12月2日(水)	農業者年金加入推進セミナー (東京都 都市センターホテル)	会長
	本県選出国会議員との要請活動・懇談会 (東京都 衆議院第2議員会館)	会長
3日(木)	全国農業委員会会長代表者集会 (東京都 日比谷公会堂)	会長
4日(金)	葛巻町議会12月定例会議(本会議) (役場 議場)	会長 事務局長
7日(月)	葛巻町議会12月定例会議(一般質問) (役場 議場)	事務局長
	千葉洋一氏文部科学大臣表彰受賞祝賀会 (町内 もく・木ドーム)	会長
8日(火)	葛巻町議会12月定例会議(常任委員会) (役場 議場)	事務局長
9日(水)	葛巻町議会12月定例会議(本会議) (役場 議場)	会長 事務局長
11日(金)	葛巻町森林組合山の神祭 (町内 グリーンテージ)	会長
15日(火)	現地確認調査 (町内 田代～江川方面)	長峯委員 芳田委員 事務局2名

議長

ただ今の報告について、何かございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

### 《日程第4》

議長

次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

**【日程第4 議案第1号の説明】**

事務局長

はい。それでは資料の1頁をご覧くださいと思います。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」ということで、1件でございます。農地につきましては、●●第●●地割、それから●●地割、合わせて10筆、7,697㎡。●●市の●●●さんから●●の●●●●●●さんへの売買による所有権の移転ということになります。●●●●さんが農業を再開するということでございます。

図面は5頁をご覧くださいと思います。位置図につきましては、1番から13番までの番号ですが、さきほど10筆と申し上げましたけれども、13番まで番号があるというのは、前のページに戻っていただきまして、4頁でございますが、こちらは3頁の申請書に添付になった別紙になるわけですけれども、ご覧のとおり1番から13番まで農地があるわけですけれども、そのうち抹消線が引いてあるのが5、6、7番の3筆でございます。こちらは対価の金額がゼロとなっておりますとおり、登記簿上は存在するはずの農地なわけですが、国土調査等を実施しても所在が明らかにならない、分からない農地だということで、所在の分からない農地の売買はあり得ないということで、この3筆につきましては除外するということになりまして、13番まであるんですけれども5、6、7番については、所在が分からないということで10筆ということになります。

2頁に戻っていただきまして、調査書になるわけですが、こちらは農地法による要件を確認したところ、全部効率要件、信託要件、法人要件、常時従事要件、下限面積要件、転貸禁止要件、地域調和要件等、該当する項目につきましては、判断の理由の欄のとおり特に問題はないということで調査書を作成しておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長

この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を6番芳田委員にお願いします。

**【6番芳田委員 現地確認結果報告】**

6 番

現地確認の結果を報告します。

この事案は、5頁に示すとおり田代の五葉窪周辺の農地で、全部で10筆、合わせて7,697㎡の田畑になります。このたびの申請は、売買による所有権の移転ですが、現地確認に立ち会いをお願いした譲受人の●●●●●●さんが農業を再開するための農地の買い戻しという形になります。

現地の状況ですが、自宅周辺の農地は、花きや野菜、一部はクリが植えられており、今後はヤマブドウも栽培したいという意向のようでした。そのほかの農地は、すべて牧

草が作付されており、農地取得後も作業委託により農地を管理していく予定とのことでした。

よって、2分の調査書のとおり、この申請による所有権の移転は特に問題がないと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明を、12番藤岡委員にお願いします。

**【12番藤岡委員 補足説明】**

12番 はい。この案件は、ご覧のとおり息子から親父にというような移転になりますが、いろいろありましたけれども、元に戻って良かったなと思っております。皆さんから承認していただくようお願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【10番森委員 挙手】**

議長 10番森委員。

10番 はい。一部、牧草地があるということですが、どなたかに貸しているわけですか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。実際に牧草地を耕作しているのは、●●●●さんの近所で●●●●さんが使っているようです。いままでもそうでしたが、今後もそのようになるということです。

10番 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。

**《日程第5》**

議長 次に日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長  
事務局長

事務局長。

**【日程第5 議案第2号の説明】**

はい。それでは、お手元の資料8頁をご覧くださいと思います。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」ということで1件でございます。

農地につきましては、●●第●●地割●●地区、1筆で4,280㎡。貸付人は●●●さんの相続人●●●●●さんほか3名、借受人は有限会社●●●●、ということで砂利採取に伴う一時転用ということでございます。

場所は、12頁をご覧ください。住所でいくと●●地区ということなんですが、場所的には●●地区に近いところになります。国道から馬淵川を渡っていくと●●●さんの牧場があるところで、川を渡ってすぐ、左手の堤防沿いになります。

10頁に戻っていただきまして、こちらが許可申請書になります。その中の「権利を設定しようとする契約に内容」ですが、賃貸借になりまして、許可の日から1年間という期間でございます。対価は1㎡当たり100円、面積で換算しますと総額で428,000円という内容でございます。

9頁が調査書になります。農地転用許可基準からみた意見と理由の該当する項目、転用目的から一時転用まで、すべて「適当」「确实」ということになっております。

他法令関係事項では、この農地につきましては、農業振興地域内であって農用地区域内の農地であるというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を9番長峯委員にお願いします。

**【9番長峯委員 現地確認結果報告】**

9番

はい。それでは現地確認の結果を報告します。

1番の事案は、●●の●●地区の農地で、本年9月に許可がおりた砂利採取に伴う一時転用工事で、今回が第1回目の報告になります。

現地は、採取40%、埋戻20%という状況で、工事の完了予定は来年9月となっており、現在も工事が進行中であることを確認して参りました。

以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

**【16番深澤会長 補足説明】**

16番 今日、確認して参りましたが、今、現地確認の結果報告がございましたように特に問題がないと思います。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出することに決定いたします。

## 《日程第6》

議長 次に日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

【日程第6 議案第3号の説明】

事務局長 はい。それでは資料は13ページからになります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、利用権の貸借ということでございます。13ページから18ページまで15事案ございますが、すべての事案に共通するのは、利用権の設定を受ける者が岩手県農業公社、それから期間については、28年1月1日から37年12月31日までの10年間、これらはすべての事案に共通するものでございます。

1番からご説明申し上げます。●●第●●地割、第●●地割、合わせて4筆で11,781㎡。利用権を設定する者は、●●●さんでございます。10ページ当たりの賃借料が5,000円、年額で58,900円になります。

続いて2番になります。●●第●●地割の農地、2筆で3,464㎡。利用権を設定する者は、●●●●●さん。これは使用権貸借でございますので、賃借料は発生いたしません。

それから3番になります。●●第●●地割、第●●地割の農地、合わせて10筆で16,900

m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が4,734円、年額で80,000円になります。

続いて14㍊の4番の事案ですが、●●第●●地割の農地、合わせて6筆で12,024m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が2,910円、年額で35,000円となります。

続いて5番ですが、●●第●●地割の農地、1筆で742m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●さん。●●市の方になります。10㍊当たりの賃借料が4,043円、年額で3,000円となります。

続いて15㍊になります。6番の事案ですが、●●第●●地割の農地、3筆で3,975m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が3,774円、年額で15,000円となります。

続いて7番の事案ですが、●●第●●地割の農地、3筆で1,601m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が6,246円、年額で10,000円となります。

続いて8番の事案ですが、●●第●●地割の農地、合わせて6筆で9,907m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が3,028円、年額で30,000円となります。

続いて16㍊に参りまして、9番の事案ですが、●●第●●地割、第●●地割、合わせて9筆で29,439m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が3,160円、年額で93,000円となります。

続いて10番ですが、●●第●●地割、第●●地割、合わせて3筆で8,749m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が1,714円、年額で15,000円となります。

続いて17㍊でございます。11番の事案ですが、●●第●●地割、第●●地割、合わせて7筆で17,819m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が2,244円、年額で40,000円となります。

続いて12番ですが、●●第●●地割の農地、2筆で5,582m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が3,582円、年額で20,000円でございます。

13番ですが、●●第●●地割の農地、2筆で12,670m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が3,946円、年額で50,000円でございます。

18㍊に参りまして、14番の事案ですが、●●第●●地割の農地、5筆で32,310m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●●●●●さん。こちらは使用貸借になりますので、賃借料は発生いたしません。

それから最後、15番の事案ですが、●●字●●地区の農地、2筆で13,447m<sup>2</sup>。利用権を設定する者は、●●市の●●●●●●●●さん。10㍊当たりの賃借料が750円、年額で10,000円でございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 12番藤岡委員。

12番 はい。賃貸借の賃借料というのは、金額が決まっています、それを面積で割って10円当たりの賃借料にしているということですか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 賃借料の決定は、原則、10円当たりの賃借料で協議することになりますが、総額に端数が生じる場合、切りのいい金額になるよう設定し、それを面積で割り返した金額を10円当たりの単価としています。

議長 よろしいですか。

他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、承認することに決定いたします。

## 《日程第7》

議長 次に、日程第7 議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく「農用地利用配分計画」を定めるため、同法第19条第3項の規定により、その計画案について農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

事務局の説明に入る前に別紙の一覧表をご覧ください。

事案は全部で6件です。そのうち農業委員が当事者またはその関係者となっている事案が3件ございます。いずれも受け手農家で、1番が藤森委員、2番が門場委員、5番が橋委員となっております。農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」により、それぞれの事案の審議の際、一時退席していただくことにな

りますので、よろしく申し上げます。

それでは、1番の事案の審議を行います。この事案の当事者の関係者であります8番藤森委員は一端退席をお願いします。

**【8番藤森委員 退席】**

議長 長 それでは、1番の事案について、事務局の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 長 事務局長。

事務局長 **【事案1番の説明】**

はい。それでは19分になります。議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」ということで、まず1番についてご説明申し上げます。

農地につきましては、●●第●地割、第●地割の農地、4筆で11,781㎡。権利の設定を受ける者は農事組合法人●●という団体になります。農地管理機構からということになりまして、こちらは先ほどの議案第3号、これからお諮りする以下の5件についても議案第3号と関連する農地でございます。別紙の資料No.1をご覧ください。こちらが1番の事案の優先順位検討表になります。表にございましておとり評価11点で農事組合法人●●が優先順位1番になっている状況でございます。賃借料は4筆分で58,900円となっております。

1番については、以上でございます。

議長 長 この農事組合法人●●の代表は●●●●さんですが、藤森委員も組合員ということでご今退席いただいたということですか。

事務局長 組合員になっているのは息子さんになります。家族ですので、関係者ということになります。

議長 長 ということなそうです。

説明が終わりました。

ただ今の1番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 長 ないようですので、これより1番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番の事案は、原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

藤森委員は、入室してください。

**【8番藤森委員 入室】**

議長 次に、2番の事案について審議を行います。この事案の当事者であります1番門場委員は一端退席をお願いします。

**【1番門場委員 退席】**

議長 それでは、2番の事案について、事務局の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 **【事案2番の説明】**

はい。それでは2番の事案をご説明申し上げます。

農地は、●●第●●地割の農地、合わせて2筆で3,464㎡。●●●●●さん所有の農地で、権利の設定を受ける者は門場政一さんです。こちらは使用貸借ということで賃借料は発生いたしません。別紙の優先順位検討表資料No.2をご覧ください。ご覧のとおり門場政一さんが評価9点で優先順位1番となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

ただ今の2番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、これより2番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、2番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、2番の事案は、原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

門場委員は、入室してください。

**【1番門場委員 入室】**

議長 次に、3番及び4番の事案について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

**【事案3番・4番の説明】**

事務局長 はい。それでは20番から23番に渡っての説明になります。

まず3番でございます。●●第●●地割、第●●地割の農地、合わせて35筆69,911㎡。農地の所有者はご覧のとおり●●●●さんほか8名になっております。権利の設定を受ける者は●●●●●さん。35筆で賃借料が223,000円というものでございます。別紙の検討表ですけれども、資料No.3のとおり●●●●●さんが評価10点で優先順位1番になっているものでございます。

続いて4番の事案ですが、●●第●●地割、第●●地割、第●●地割の農地、合わせて17筆49,497㎡。農地の所有者は●●●●●さんほか3名になっております。権利の設定を受ける者は●●●●●さん。賃借料は17筆分で168,000円というものでございます。別紙の検討表、資料No.4のとおり●●●●●さんが評価10点で優先順位1番になっているものでございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

3番及び4番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、これより3番及び4番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、3番及び4番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、3番及び4番の事案は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨の意見を提出いたします。

次に、5番の事案について審議を行います。この事案の当事者の配偶者であります5番橋委員は一端退席をお願いします。

**【5番橋委員 退席】**

議長 それでは、5番の事案について、事務局の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

**【事案5番の説明】**

事務局長

はい。それでは24畝になります。5番。●●第●●地割の農地、合わせて5筆32,310㎡。●●●●さん所有の農地で、権利の設定を受ける者は●●●さんです。こちらは使用貸借になりますので賃借料は発生いたしておりません。別紙の検討表資料No.5をご覧ください。ご覧のとおり●●●さんが評価10点で優先順位1番となっております。

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

ただ今の5番の事案について、質疑を行います。

質疑等のある方はどうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、これより5番の事案について採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の事案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の事案は、原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

橘委員は、入室してください。

**【5番橘委員 入室】**

議 長

次に、6番の事案について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

**【事案6番の説明】**

事務局長

それでは6番の事案ですが、農地は●●字●●地区の農地、2筆で13,447㎡。所有者は●●●●●さん、●●市の方でございます。権利の設定を受ける者は●●●●●さん。賃借料は2筆分で10,000円というものでございます。別紙の検討表、資料No.6のとおり●●●●●さんが評価10点で優先順位1番になっているものでございます。

議 長

これまで1番から6番までご説明申し上げましたが、すべての事案につきまして



現地確認の結果報告を9番長峯委員にお願いします。

**【9番長峯委員 現地確認結果報告】**

9番

はい。現地確認の結果を報告します。

この事案は、26㍻に示すとおり●●●の●●●地区の農地です。町の簡易水道の整備工事に伴って排出される残土を農地4,062㎡のうち310㎡に高さ1㍻程度を盛り土するというものです。

現地は傾斜地であり、隣接する下方の農地は草地として利用されていることから、雨などの影響で盛り土部分から土砂が草地に流れ込まないように立ち会いをお願いした工事施工者に要請して参りました。

それ以外については、特に問題がないと判断したところです。

以上です。

議長

次に地区担当委員の補足説明を14番久保委員にお願いします。

**【14番久保委員 補足説明】**

14番

現地確認の結果報告のとおり、草地への土砂の流出の心配以外は特に問題がないと思います。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長

ないようですので、以上で報告第1号を終了します。

**《日程第9》**

議長

次に日程第9 報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長

事務局長。

**【日程第9 報告第2号の説明】**

事務局長

はい。28㍻でございます。報告第2号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」ということで3件でございます。

まず1件目ですが、工事施工者は●●●市の有限会社●●●●。貸付者は●●●●さんほか3名、●●●●●さん、●●●●●さんということでございまして、一団の農地になっておりまして、合わせて15筆10,091㎡になります。こちらは9月に許可になった砂利採取による一時転用で、今回が第1回目の報告になります。

それから2番の事案ですが、工事施工者は●●●の●●●地区の●●●●●さんです。面積は132㎡。こちらは平成20年8月に許可になっておりまして、その年のうちに完了していた



以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の事案について、私から説明いたします。

**【16番深澤会長 補足説明】**

16番 1番、2番の事案とも、ただ今、長峯委員さん、芳田委員さんから報告があったとおり、特に問題はないと見て参りました。

議長 3番の事案の補足説明については、現地確認の結果報告と同様で省略いたします。以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【9番長峯委員 挙手】**

議長 9番長峯委員。

9番 3番の畑の所有者はだれなのか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。28ページの3番の事案のところをご覧ください。貸人の欄にありますとおり「葛巻町」となっております。

9番 この調査が終われば、また風力発電が建つということか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。今回の調査につきましては、風向調査ということで、こちらの会社で新たに風力発電施設を建設するというものではありません。

議長 よろしいでしょうか。

9番 はい。

**【10番森委員 挙手】**

議長 10番森委員。

10番 場所はどの辺ですか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。江川方面から入っていくと、風力発電施設が林立する方に入っていくT字路があります。そこを左折して2〜3キロも入ったところの右手に広がる草地です。そういった場所ですので、今からの現地確認はできない、春まで行けないところになります。

10番 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

## 《日程第10》

議長 長 次に日程第10 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

【日程第10 報告第3号の説明】

事務局長 はい。資料は33号でございます。報告第3号「農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」ということで2件でございます。農地法第6条につきましては、農業生産法人については年1回、農業委員会に報告が義務づけられておるものでございます。

1番の事案につきましては、有限会社●●農場、代表取締役●●●●さん。法人形態は特例有限会社、事業年度は26年5月1日から27年4月30日まで。要件ですが、事業種類、売上高、構成員数、業務執行役員数、これらが農業生産法人の要件を満たしているかどうかの関係書類を提出いただいているところでございます。

2番につきましても同様ですが、有限会社●●●●農場、代表取締役●●●●さん。法人形態は特例有限会社、事業年度は26年3月1日から27年2月28日まで。要件については1番の●●農場さんと同様でございます。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

## 《日程第11》

議長 長 次に日程第11 報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

【日程第11 報告第4号の説明】

事務局長 はい。それでは34号になります。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ということで1件でございますが、譲渡人は●●●●さん。本年の8月にお亡くなりになっております。息子さんの●●●●さんに相続するというものでございます。

申請土地は、畑11筆で16,744㎡。あっせん希望はなし。農地の状況は貸付と自作が一部ございます。受理通知書の送付年月日は、本年11月24日というものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

## 《日程第12》

議長 次に日程第12「その他」ですが、委員の皆さんからございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 それでは、事務局から連絡事項等あれば、お願いします。

【「ありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で、葛巻町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

引き続き、6時からは忘年会になりますので、よろしく願いいたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年12月28日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_